

平成 28 年 7 月 25 日 スポーツ審議会スポーツ基本計画部会

聖籠町の「生涯スポーツ推進計画」について

<国の動向>【参考】

平成 23 年 6 月、50 年ぶりに全面改正されたスポーツ基本法は、「スポーツは世界共通の人類の文化」とし、同法に基づいたスポーツ基本計画（平成 24 年 3 月制定）では、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出」を目指すと宣言しました。

また、平成 25 年 9 月には、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しました。このことを視野に入れた競技力向上、スポーツを通じた地域活性化や交流人口拡大を図ることのできる格好の機会が訪れています。

一方、少子高齢化や情報化などは、さらに進行し、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んでいます。

明るく豊かな生活を実現するには、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな生涯スポーツ社会の実現が課題になっています。

<町村（聖籠町）の動向>

スポーツ基本計画及び県民スポーツ振興プランと町総合計画に基づき、第 2 次生涯スポーツ推進計画を策定しました。この中の基本理念は、『健康はかけがえのない財産であり、幸せの礎となるものです。そして、それは町の活力の源です。』としています。

計画の策定には、スポーツ推進委員、総合型スポーツクラブ職員、社会福祉協議会職員、町保健師、一般町民、教師が携わり、平成 18 年度に策定した計画を検証し、一般町民及び小中学生のアンケート結果、小中学生の新体力テスト結果（全国・県との比較を含む）、障がい者の状況、施設整備状況など、足元である町の状況やデータを地道に調査したうえで取り掛かりました。

- ① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ② 世界トップレベル選手の育成
- ③ 障がい者スポーツの推進の充実

の 3 つの観点を軸に策定した結果、

『するスポーツ』『競うスポーツ』『支えるスポーツ』『みるスポーツ』

という基本方針（主な施策）にたどり着き、様々な形態に対応できるよう取り組むこととしています。

聖籠町「第2次生涯スポーツ推進計画」の基本方針

**町が目指す
生涯スポーツ社会**

**スポーツに満ちたまち 明るく豊かなまちの実現
～ Sports Town 聖籠 ～**

具体的な目標

☆成人の※スポーツ実施率を、65%に引き上げること
を目指します。

※スポーツ実施率…
1週間に1回以上何らかのスポーツを行う実施率

基本的な観点

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営
むことができる町

- ①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・子どものスポーツ推進
 - ・働き盛り、子育て世代のスポーツ推進
 - ・高齢者のスポーツ推進
- ② 世界トップレベル選手の育成
- ③ 障がい者スポーツの推進

基本方針（主な施策）

するスポーツ

- ・子どものスポーツ推進
- ・気軽にできるスポーツ推進
- ・親子で楽しめるスポーツ推進
- ・高齢者スポーツ推進
- ・障がい者スポーツ推進

支えるスポーツ

- ・総合型地域スポーツクラブへの支援
- ・スポーツボランティアの育成
- ・スポーツ施設の整備・充実
- ・スポーツの情報提供
- ・フィジカルフィットネスサポートの充実
- ・民間組織との連携 ・行政組織・機関の整備

競う（競技）スポーツ

- ・ジュニアからトップアスリートまでの競技力向上
への支援
- ・指導者の育成・資質向上の取組
- ・障がい者の競技スポーツ

みるスポーツ

- ・地元プロスポーツとの連携
- ・スポーツ観戦（プロスポー
ツ観戦）
- ・全国規模の大会等の誘致促
進

スポーツの果たす役割と意義は、

(1) 『心身の健康』

体力の向上や健康維持、精神的充実感や楽しさ、喜びをもたらすと共に生活の質の向上や自己実現を図るなど、心の豊かさと生きがいをもたらします。

(2) 『自立と人間形成』

スポーツは自己責任やフェアプレーの精神を培い、コミュニケーション能力の育成や思いやりの心を養うなど、青年期の人間形成に大きく寄与します。

(3) 『地域コミュニティの形成』

スポーツ大会やイベント等を通じて交流を深め、協働の意識を促します。また、一つの目標に向かい、共に努力し達成感や満足感を味わうことで、地域や家族における連帯感が深まり、地域に活力が育まれます。

(4) 『健康寿命の延伸』

高齢化社会に対応し、高齢者が元気で健康に年を取ることを意味するサクセスフルエイジング（老化予防）の手段として期待されます。

(5) 『スポーツが生み出す心のつながり』

情報化が進む社会では、人と人が直接触れ合う機会が減少すると、対面によるコミュニケーションの不足や人間関係の希薄化が懸念されます。このような時代だからこそ、スポーツ活動は心と身体が触れ合う場として期待されます。

(6) 『スポーツは世界共通の文化』

ことばや文化、生活習慣などの違いを超え、スポーツを通して価値観の異なる人々との相互理解を深めながら国際的な友好を深めることができます。

このようなことから、競技として勝敗や記録を主な目的とするチャンピオンスポーツと、楽しむことや体を動かすことを目的とするレクリエーションスポーツの観点から、基本理念として『**スポーツに満ちたまち 明るく豊かなまち**』の実現を目指します。

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

子どものスポーツの機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境整備についての具体的な施策は、

- ① 小・中学校の生活実態や体力実態の調査を行い、その改善策を検討する。
- ② スポーツアドバイザーによる出前指導を有効に活用し、幼児期からスポーツがしやすい環境をつくる。
- ③ 自由な時間に進んで安全に運動できる場として、週末体験クラブ等を充実させる。
- ④ スポーツ少年団の活動や大会などの支援を行う。
- ⑤ 関係機関との協力のもと、外部指導者の活用などを推進する。
- ⑥ 県・町の補助による「スポーツエキスパート活用事業（中学校部活動支援指導）」の活用を促進する。

などがあります。しかし、一番大切なことは、

「スポーツの楽しさを知ってもらうこと」

にあると考えています。

子どもの体力向上については、平成11年度から導入した「新体力テスト」により、体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、これまでのテストを全面的に見直し、現状に合ったものとしていますが、運動習慣の改善を目的に各学校での着実な取組により、向上しつつあるようです。

聖籠町の場合、「20m シャトルラン」「反復横跳び」は全国平均よりやや優れているものの、「握力」や「50m 走」「上体起こし」に落ち込みがみられます。

また、小・中学生の週1日以上スポーツ実施者の割合は86%となっていますが、中学生女子の運動離れが顕著で、14%の生徒が「何もしていない」と答えています。

これらのことから、全国的な観点としても、昭和60年頃の体力水準の維持を目指す具体的な施策は、

- ① 外遊びやスポーツ活動を推進する。
- ② スポーツの楽しさを教える。

このことの重要性を再認識する必要があります。

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標とする。

生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備の推進についての具体的施策は、

(1) 気軽にできるスポーツの推進

- ① 運動プログラムの充実を図り、段階的な運動指導や健康づくりに対する啓発活動等を進める。
- ② 指導者の養成と確保をし、関係団体と連携しながら健康づくり事業を開催する。
- ③ 各スポーツ関係団体等と連携し、各種スポーツイベントや大会を開催する。
- ④ 多世代や多様な興味・関心をもつ人が交流できるスポーツ事業を開催する。
- ⑤ 既存の体育施設、広場や公園等の安全管理を徹底する。
- ⑥ スポーツを行う拠点づくりを推進する。

(2) 親子で楽しめるスポーツ推進

- ① 親が安心してスポーツに参加できるように、スポーツ施設内に託児スペースを確保するなどの整備をする。
- ② 幼児スポーツ教室や親子ミニ運動会を開催する。
- ③ 世代を超え、誰もが自由に参加できる機会を設定する。
- ④ ニュースポーツや家族みんなでできるレクリエーション種目を取り入れたスポーツイベントを開催する。

(3) 高齢者のスポーツ推進

- ① 高齢者と子どもが交流できるイベントの開催や学校などの教育活動と連携した取組を進める。
- ② 高齢者を対象とした健康ウォークを開催する。
- ③ 高齢者が継続的に運動することができるよう各地区に高齢者向けの健康教室を開催する。
- ④ 高齢者体力テストの普及と継続的な測定機会を設定する。
- ⑤ 町内会、老人会など健康への意識づくりや高齢者に適した身体運動の紹介を行う。
- ⑥ 専門的技能をもつ指導者によるスポーツ事業を推進する。

(4) 障がい者のスポーツ推進

- ① 障がいのある人の実態及び、スポーツ活動に対するニーズを把握し、参加を推進する。
- ② 関係機関と連携し、障がい者にかかわる情報交換を図る。
- ③ 関係機関との連携を深め、多様なスポーツ指導者やボランティアの養成・確保に努める。
- ④ 通路やトイレ施設など障がい者にとって使いやすい施設となるよう、一層の施設設備の充実を図る。
- ⑤ 障がいの有無にかかわらず遊びを通して共に育ちあうこと、親子共々仲間づくりをすることを目的に「あそび教室」を開催する。乳幼児健康診査等の保健活動から発達に課題のある親子、遊び不足の親子に積極的に参加を勧める。
- ⑥ 近隣市町村の団体・サークル等と連携し、活動機会を確保する。

これらのことを地道に行うことで、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進ができるものと考えています。

少子高齢化社会を迎え、核家族化も進行しています。そのため、増加する高齢者が生き生きと活動できる取組、また、子どもが健やかにのびのびと成長できる環境の充実等積極的な取組が求められています。

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

総合型地域スポーツクラブの育成に関する具体的な施策は、

- ① レクリエーションスポーツ、手軽に楽しめるスポーツなど、誰もが気軽に楽しめるスポーツ講座やイベントの実施・普及に対する取組を支援する。
- ② 総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、クラブ間のネットワークを形成し、連携体制を強化する。
- ③ 総合型地域スポーツクラブの円滑な運営に必要な熱意と知識・技術を有する人材の育成を支援する。
- ④ 各種団体と連携した地域づくり事業を展開し、「連帯感や一体感を形成する力」によりコミュニティの活性化を図る。
- ⑤ する・競う・支える・みるなど、様々な立場や役割で住民がかかわるスポーツイベントを業務委託し、地域コミュニティの形成・活性化への取組を支援する。

生涯にわたり誰もが、自分自身のライフスタイルに合わせて継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりとして、総合型地域スポーツクラブの充実に対する支援が必要です。

スポーツ指導者・スポーツ施設の充実についての具体的な施策は、

- ① 各種スポーツ団体と連携して、高い指導技術や幅広い知識、実技技能を有する指導者の育成・確保と地域への定着化を図る。
- ② 多様化するスポーツニーズに対応し、対象者のレベルに応じた指導が行われるよう、レクリエーション指導者、スポーツリーダー、障がい者スポーツなどの専門的な高い指導技術や幅広い知識、実技技能を有する指導者の育成・確保に努める。
- ③ 各種スポーツ団体などの働きかけ、指導者講習会や研修会などの参加機会を提供し、資質・指導力の向上を図る。また、講習会参加への支援を行う。
- ④ スポーツ推進委員の役割を十分に周知し、町民に対して、スポーツの指導及び普及、並びに推進を行う。

積極的な人材の発掘や育成に力を入れていく必要があります。また、技能レベルに応じた指導やスポーツニーズの多様化に対する指導者の確保も必要となります。

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。そうした取組を通して、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー））以上をそれぞれ目標とする。

ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築・環境整備についての具体的施策は、

- ① 次世代アスリートとして活躍する選手が生まれるよう、ジュニア選手の強化・育成に取り組む。
- ② 多様化するニーズに対応し、小学生から中学生における計画的な一貫指導体制の確立に努める。
- ③ 選手、指導者が地元で活躍できる支援体制の充実を図り、競技団体と連携し、専門性の高い指導者の養成を計画的に行う。また、指導者育成のために講習会・研修会への積極的な参加を図る。

トップ選手を育成、支援するために、競技大会の開催支援や競技団体への補助、選手や指導者の激励・表彰制度の実施も必要です。

オリンピック・パラリンピックにおける過去最多を超えるメダル数の獲得等についての具体的施策は、

- ① ジュニア期からの強化・育成を継続し、代表選考時のレベルを上げ続けることにより、過去大会を超える成果を狙う。
- ② ジュニア期から国際大会等の参加への支援を行い、体力・技術面はもとより、メンタル面での強化を図る。

国際競技力を向上させるためには、基盤に誰もがスポーツをできる環境が重要であり、また、それを取り巻く人材の養成やスポーツ環境の整備が必要です。

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

国際的な貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催等についての具体的施策は、

- ① トップアスリートによるハイレベルな大会の招致や開催支援を行い、夢や希望を与え、自らスポーツに取り組む意欲を高める。
- ② 町民に有意義な「みるスポーツ」としてのイベントを提供するため、町民の意見を取り入れ、効率的な開催・招致を進める。
- ③ 知名度の高い競技選手や優秀選手、プロスポーツ選手による講習会や研修会などを開催する。
- ④ プロスポーツの試合観戦や幅広い効果的な情報の提供により、スポーツへの関心を高める。
- ⑤ 公式競技が開催できるようスポーツ施設の充実を図る。

トップアスリートのプレイを見ることで、感動と興奮を共有し、家族の触れ合いや地域の交流を促進することにより、健康で豊かな生活を生み出せます。

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

ドーピング防止活動を推進するための環境整備、スポーツ団体のガバナンス強化等についての具体的施策は、

- ① ジュニア選手の強化・育成の段階からドーピング防止に関する教育を徹底する。
- ② 代表選手等に対してドーピング防止に関する事前教育を徹底するとともに、組織単位での透明性、公平・公正性が保たれるよう環境の整備を図る。

- ③ 団体・組織の内部統制を強化し、運営の透明性を図るとともに、フェアプレーの精神を浸透させる。

スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上を図るためには、選手及び組織自体が自覚をもって行動することが基本となります。

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

トップスポーツと地域スポーツの連携・協働の推進についての具体的施策は、

- (1) スポーツボランティアの育成
 - ① スポーツボランティアに参加したりすることができる環境の整備を図る。
 - ② スポーツ推進委員、スポーツ少年団、各種団体が連携しながら、スポーツボランティアの活動の推進を図る。
 - ③ スポーツボランティアの活動や募集情報を広く紹介・周知することにより、スポーツボランティアの魅力や意識啓発を図り、人材の確保・育成に努める。
- (2) スポーツ施設の整備充実
 - ① スポーツ施設の一般利用の拡大を含めた施設利用の改善を図る。
 - ② 施設の運営・管理について、利用者の意見を取り入れて改善する。
 - ③ 地域スポーツクラブの活動拠点として、学校体育施設などの開放を促進します。
 - ④ トイレ、体育館、玄関等のバリアフリー化や更衣室などの付帯施設の改修や管理方法等の見直しを進める。
- (3) スポーツ情報の提供
 - ① 広報の掲載を計画的に行う。
 - ② ホームページの内容（施設案内、施設の予約状況案内、施設予約）などの充実を図る。
 - ③ ホームページやスポーツ施設間のオンラインネットワーク化、スポーツに対する相談体制を整備し、スポーツ情報提供事業の充実を図る。

(4) フィジカルフィットネスサポートの充実

- ① 関係機関と連携し、体力測定やスポーツ相談などを定期的を実施し、フィジカルフィットネスチェックの機会を提供する。
- ② 関係機関と連携し、生活習慣や食生活を工夫する機会を提供する。

(5) 民間組織との連携

- ① 民間組織と連携し、利用者ニーズに応えられる環境整備を進める。
- ② 専門学校や大学等との連携を図り、スポーツ活動における活動場所の拡大と事業の充実を図る。
- ③ 医療機関や福祉関係、研究機関等と連携し、高齢化に対応した事業の充実を図る。

様々な角度からトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進が必要なり、それらが上手くかみ合った時にスポーツ界における好循環が創出されるものと考えます。